

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その
翌日が休日になると
の日)

平成四年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

目
次

◇告示 保安林の指定の解除予定(二件) (森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

海岸保全区域の指定の一部改正(河川課)

選舉管理委員会の招集

◇選管告示 毒物劇物取扱者試験の合格者(衛生課)

平成四年度鳥取県交通巡視員採用試験の実施(人事委員会事務局総務課)

告示

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字字谷字荒浜八七〇の二六(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字字谷字荒浜八七〇(次の図に示す部分に限る。)

3 解除の理由

風害の防備

4 公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第九百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す

る。

平成四年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字良源寺一九四五の一四・字浅井本谷一九四四の一〇（以上二筆国有林）・一九四四の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

1 公衆の保健
2 保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井の内スカマニニ五〇の七・一二五〇の二三から二五〇の二五まで・一二五〇の二九から二五〇の三二まで（以上八筆国有林）、一二五〇の一、一二五〇の二六から二五〇の二八まで、二五〇の一・一二五〇の六・二五〇の八から二五〇の一四まで・二二五〇の一七から二五〇の一九まで（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）、字マガ谷二一四二の三・一二四三の三（以上二筆国有林）、二一四二の四、二一四二の五、二一四三の四から二一四三の七まで、字浅井川東一〇三〇の三〇（国有林）、二〇二九の一、二〇三〇の四三から二〇三〇の四六まで、二〇二八の一・二〇二九の三・二〇三〇の二・二〇三〇の二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字良源寺一九四五の一四・一九四五の一五（以上二筆国有林）・字浅井本谷一九四四の九・一九四四の一三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一九四四の一〇（国有林）、一九四四の一、一九四四の一九

3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年九月二十一日 鳥取県指令受都計三一一第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

道路用地とするため

- 3 1 解除予定に係る保安林の所在場所
- 2 2 保安林として指定された目的
- 1 3 公衆の保健

- 2 1 解除予定に係る保安林の所在場所
- 1 2 保安林として指定された目的
- 3 3 公衆の保健

- 1 1 解除予定に係る保安林の所在場所
- 2 2 保安林として指定された目的
- 3 3 公衆の保健

鳥取県知事 西 尾 邑 次

神戸市中央区多聞通三丁目二一一二

創建ホーム株式会社

代表取締役 伊藤 宏

鳥取県告示第九百五十三号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成四年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸中山海岸塩津地区海岸の項を次のように改める。

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点八と基点一とを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点一 西伯郡中山町塩津字前河原無番地先の標柱
基点二 基点一から二七四度〇〇分〇〇秒七四メートルの点

基点三 基点二から一八五度〇〇分〇〇秒一三四メートルの点

鳥取県鳥取沿岸
中山海岸塩津地
区海岸

基点四 基点三から三四六度〇〇分〇〇秒一〇七メートルの点

基点五 基点四から一一七度〇〇分〇〇秒七五メートルの点

点

表の鳥取県鳥取沿岸淀江海岸西原地区海岸の項を次のように改める。

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点八と基点一とを直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

基点一 西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ三 一三三六番二
地の標柱一

基点二 西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ三 一三三六番二
地の標柱二

基点三 西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ三 一三三七番一
三三七番二地の標柱三

基点四 西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ三 一三三七番一
地の標柱四

基点五 西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ三 一三三七番一
地の標柱五

基点六 基点五から北二三〇メートルの点

基点七 基点六から六六度三〇分〇〇秒一〇〇メートルの点

基点八 基点一から三四七度五五分〇〇秒一三メートルの点

基点六 基点五から四度〇〇分〇〇秒八〇メートルの点
基点七 基点六から九九度〇〇分〇〇秒一七〇メートルの点

基点八 基点七から一八四度〇〇分〇〇秒八〇メートルの点
基点九 基点八から二二七度〇〇分〇〇秒一〇〇メートルの点

平成4年12月18日 金曜日

鳥取県公報

農業用物販賣取扱い告白

鳥取県選舉管理委員会印第6433号

平成4年第十四回鳥取県選舉管理委員会は次のとおり実施する。

平成4年11月18日

鳥取県選舉管理委員会秘書課

- 1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者
森下潔 長石憲一郎 丹波千代和
松田貴旨 高田誠 黒瀬磯砂
陶鋤孝志高田安野嶋山
崎友哉 宮良紀 部友勇 砂山知哉
議題 平成5年新成人研修会開催強制ないで
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者
広谷口行哉 山下博根 駿彰人
河村垣公人 中島長谷川直
西村幸子 林悦子岡本正
遠藤藤門 森治子澤田正
岩下本幸子道和誠大山根
岩田尚百合 谷口村中西根
矢野中倉美恵子野中西根
枝野史子古都明山若山
野久美忠浩孝昭
誠和恵二根畑
土井光雄樺原隆則

公 告

平成4年12月3日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成4年12月18日

鳥取県知事 西尾邑次

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、職員の採用試験について、次のとおり公告する。	
平成4年12月18日	
7 第二次試験	平成5年2月3日（水）
(1) 試験種目	(3) 試験の場所
鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸	鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
1 試験の名称	作文試験、適性検査、面接試験及び身体検査（視力等）
平成4年度鳥取県交通巡視員採用試験	なお、面接試験は、個別面接により行う。また、身体検査の基準は、別表のとおりとする。
2 採用予定者数	(2) 試験の期日
2名	平成5年3月5日（金）（予定）
3 対象となる職	(3) 試験の場所
警察に勤務する行政職給料表I級の交通巡視員の職	鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220
4 給与	8 合格者の発表
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 131,900円のほか諸手当が支給される。	(1) 第一次試験合格者
5 受験資格	平成5年2月23日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた女子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号の一に該当する者は、受験することができない。	(2) 最終合格者
6 第一次試験	平成5年3月16日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
(1) 試験種目	なお、合格者には、書面で通知する。
教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）	(1) 試験の期日
(2) 試験の期日	最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載さ
5	9 採用の方法

- された後、鳥取県警察本部長からの提示請求に応じて成績順に提示され、
そのうちから採用者が決定される。
- 採用は、平成5年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所及び警察官駐在所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成5年1月5日（火）から同年1月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成5年1月25日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（電話0857-26-7553）を行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う

別表

身体検査の基準一覧表

検査項目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること、又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聽力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。